監查委員公表第6号

監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の 規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年 9月30日

寒川町監査委員 竹 井 龍一郎 同 天 利 薫

1 監査年月日

令和元年9月3日から9月26日まで

2 監査等対象機関

寒川町福祉活動センター指定管理者/社会福祉法人 翔の会 所管課/福祉部福祉課

3 監査等の種別

財政的援助団体等の監査(公の施設の指定管理)

4 監査等対象

平成30年度の寒川町福祉活動センターの管理に係る出納その他の事務及び福祉課の 指定管理に係る出納その他の事務

5 監査の方法

指定管理に関する書類の提出を求め、指定管理に係る一連の事務処理や事業が適正に執 行され、目的が達成されているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情 を聴取し、併せて現地調査を行った。

6 監査の結果

- 一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。
- ○留意すべき事項は口頭により指導した。